

北上地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年4月20日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第3号

北上地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北上地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例（令和元年北上地区消防組合条例第3号）表2の項の施行期日は、令和2年5月20日とする。